

命 令 書 (写)

申 立 人 福島県伊達郡桑折町谷地字道窪 2 9 番地の 9
全国自動車交通労働組合連合会福島地方本部福島支部吾妻分会
執行委員長 X。

被申立人 福島県福島市仲間町 4 番 1 号
吾妻自動車交通株式会社
代表清算人 Y。

被申立人 福島県福島市飯坂町平野字中ノ壇 1 2 番地の 4
有限会社飯坂吾妻交通
代表取締役 Z

上記当事者間の福労委平成19年(不)第1号吾妻自動車交通株式会社事件及び同第2号吾妻自動車交通株式会社事件について、当委員会は、平成20年5月27日第477回公益委員会議において、会長公益委員相良勝利、公益委員本田哲夫、同菅家節子、同新開文雄、同箱木禮子が出席して、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人有限会社飯坂吾妻交通は、申立人所属の組合員に対し、次の措置を含めて、被申立人吾妻自動車交通株式会社による同人らの解雇がなかったと同様に取り扱わなければならない。
 - (1) 同人らを被申立人吾妻自動車交通株式会社における原職に相当する業務

に、平成19年4月1日に遡って就いたものとする。この場合、すでに当時雇用した従業員と労働条件は同様であること。

(2) 同人らが、平成19年4月1日から被申立人有限会社飯坂吾妻交通において現実に就労するまでの間に受け取るはずであった賃金相当額を支払うこと。

2 被申立人吾妻自動車交通株式会社は、前項の申立人所属の組合員に対し、前項(2)により被申立人有限会社飯坂吾妻交通が支払うべき金員につき連帯して、これを支払わなければならない。

3 被申立人吾妻自動車交通株式会社は、申立人に対し、本命令書受領の日から1週間以内に下記内容の文書を手交しなければならない。

記

平成20年 月 日

全国自動車交通労働組合連合会

福島地方本部福島支部吾妻分会 御中

当社は、貴労働組合の組織運営に支配介入しその活動を妨害しました。このことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為であります。上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後は、このような行為を一切行わないことを約束いたします。

吾妻自動車交通株式会社

代表清算人（元代表取締役） Y。

(注：年月日は文書を手交した日を記載すること)

4 被申立人吾妻自動車交通株式会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

5 申立人のその余の申立てはこれを棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容

1 事案の概要

- (1) 本件は、吾妻自動車交通株式会社が全従業員を解雇し、同会社を解散したことが、申立人組合の排除を目的とした偽装解散であり、不当労働行為に当たるとして平成19年3月5日（福労委平成19年(不)第1号吾妻自動車交通株式会社事件）及び同年3月13日（福労委平成19年(不)第2号吾妻自動車交通株式会社事件）に申立てがあった事件である。
- (2) 平成19年3月27日、当委員会は、福労委平成19年(不)第1号吾妻自動車交通株式会社事件第1回調査期日において、福労委平成19年(不)第2号吾妻自動車交通株式会社事件を併合して審査することに決定した。
- (3) 平成19年4月5日付け申立人側準備書面において、申立人組合の平成19年3月18日付け団体交渉申入れに対し、吾妻自動車交通株式会社が正当な理由がなく拒否していること及び同年3月22日の吾妻自動車交通株式会社相談役の申立人組合員に対する発言が不当労働行為に当たるとして、救済申立ての内容に追加がなされた。
- (4) 平成19年4月27日付け申立人側準備書面(三)において、申立人組合は、吾妻自動車交通株式会社と有限会社飯坂吾妻交通に実質的な同一性があるとして、有限会社飯坂吾妻交通を当事者として追加するよう申立てがあり、同年5月22日、第471回公益委員会議において、有限会社飯坂吾妻交通が当事者として追加された。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 吾妻自動車交通株式会社は、申立人組合に所属する組合員に対する平成19年3月31日付け解雇を撤回し、原職又は原職相当の職場に復帰させるこ

と。さらに、平成19年4月1日以降、原職又は原職相当の職場に復帰するまでの間同人らが受けるはずであった賃金相当額及びこれに対する年6分の割合による遅延損害金を支払うこと。

- (2) 吾妻自動車交通株式会社は、組合員に対して、未払退職金問題に関する事項について、組合の頭越しに個別交渉を持ちかけてはならない。
- (3) 吾妻自動車交通株式会社は、組合の平成19年3月18日付け解雇撤回に関する事項を議題とした団体交渉申入れに対して、誠実に臨むこと。
- (4) 陳謝文の掲示及び謝罪広告の掲載をすること。

第2 争点

- 1 吾妻自動車交通株式会社と有限会社飯坂吾妻交通とは、実質的には一体のものか。
- 2 吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、吾妻自動車交通株式会社及び有限会社飯坂吾妻交通による、労働組合の壊滅及び労働組合員の排除を目的とする不利益取扱い及び支配介入に当たるか。
- 3 吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、平成18年に組合が労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるか。
- 4 未払退職金について、吾妻自動車交通株式会社が、組合を通さずに直接申立人所属組合員と個別交渉したことは、支配介入に当たるか。
- 5 平成19年3月22日の会談におけるY₂発言等は、支配介入に当たるか。
- 6 吾妻自動車交通株式会社が、平成19年3月18日付け団体交渉申入れに応じていないことについて、正当な理由があるか。

第3 当委員会が認定した事実

1 当事者

- (1) 吾妻自動車交通株式会社（以下「吾妻自動車」という。）は、肩書地において、昭和26年4月19日に設立された一般乗用旅客自動車運送事業を営む会社である。福島市仲間町に本社をおき、同市旭町に旭町営業所及び同営業所自動車整備工場、同市北五老内町に旭町営業所第二車庫、同市泉に泉営業所、同市飯坂町に飯坂営業所を有している。平成19年3月31日時点における代表取締役は、Y₀（以下「Y₀」という。）、取締役はY₁（以下「Y₁」という。）他2名であったが、同年3月31日に従業員を全員解雇の上、同年4月1日付けで解散し、現在は清算手続を行っているところであり、代表清算人にはY₀が就き、他の役員は退任している。なお、申立て時における従業員数は55名（タクシー運転手47名、配車係4名、事務員3名、工場職員1名）、自動車保有台数は約30台であった。（争いのない事実）
- (2) 有限会社飯坂吾妻交通（以下「飯坂吾妻」という。）は、昭和51年10月6日に設立され、肩書地において、一般乗用旅客自動車運送事業を営む会社である。吾妻自動車が100%の資本を取得し、平成7年10月10日付けでY₀が代表取締役、Y₁が取締役に就任した。その後両者は平成19年3月29日に辞任し、同日付けでZ（以下「Z」という。）が取締役に就任している（なお、Zは、被申立人としては「代表取締役」と称している。）。平成19年3月31日時点の従業員数は19名だったが、4名の従業員が退職し、吾妻自動車の従業員だった者が再雇用されるなどして、平成20年3月25日結審時における従業員数は約35名で、そのうち乗務員は約25名である。また、自動車保有台数は16台である。（甲18、第2回審問調書84頁 Z 被申立人証言（以下「審②P84 Z」と略記。）、審③P88 Z）

- (3) 申立人組合（以下「組合」という。）は、全国自動車交通労働組合連合会福島地方本部（以下「全自交福島地本」という。）福島支部に加盟する吾妻自動車に所属するタクシー運転手によって構成されている労働組合で、本件申立て時における組合員数は28名、また、結審時における組合員数は23名である。結審時の執行委員長は X₀（以下「X₀」という。）、書記長は X₁（以下「X₁」という。）である。（争いのない事実）
- (4) また、飯坂吾妻においても、全自交福島地本福島支部に加盟する労働組合（以下「飯坂観光分会」という。）が組織されていた。（甲79、甲80）

2 組合と吾妻自動車の従前の労使関係について

- (1) 平成12年4月27日、全自交福島地本、同福島支部と福島県ハイヤータクシー経営者協議会、福島地区ハイヤータクシー経営者協議会との間で、固定給のあるA型賃金から完全歩合制のB型賃金に移行する協定が締結された。B型賃金への移行に際して、組合員は一旦、同年10月31日付けで会社都合により退職し、その後直ちに再雇用されることとなった。また、退職に伴い、平成10年秋闘により定められた退職金規程に基づく退職金が組合員に対し支払われることとなった。（2号事件甲2、争いのない事実）
- (2) 退職金支払い期日であった平成12年10月31日が到来しても、組合員に退職金が支払われなかったため、同年11月27日に全自交福島地本と福島地区ハイヤータクシー経営者協議会との間で当該退職金の支払遅延金や支払最終期限を平成13年6月30日とするなどの協定書が締結された。（2号事件甲3）
- (3) 平成14年10月4日、組合と吾妻自動車との間で、未払退職金に関し、吾妻自動車が未払退職金債権を有する組合員に対して月額20,000円から30,000円の分割払いをすることなどの確認書（以下「14.10.4確認書」という。）が締結された。（2号事件甲4、争いのない事実）

- (4) 平成14年3月から月例賃金の遅配が始まった。吾妻自動車は、賃金遅配の理由について、当初は、国税滞納が経営を圧迫しているためであると当時の組合役員に説明したが、その後、「12月には何とかなる」（平成14年5月）、「来年2月までは国税が厳しい」（同年12月）、「今月からは閑散期」（平成15年2月）、「飯坂吾妻の支払がある」（同年3月）、「6月には新たな借り入れのあてがあるから、今後は遅配を改善する」（同年5月）などと述べた。（審①P5 X₀、争いのない事実）
- (5) 平成15年9月27日の月例賃金の支給割合が20%となったことから、同年10月14日に団体交渉が行われ、「破産・倒産を含めた労働条件の変更を伴う事案の決定について、会社は組合と事前に協議し、同意を得た上で行うことを約束する」旨の確認書（以下「15.10.14確認書」という。）が締結された。（1号事件甲1、争いのない事実）
- (6) 平成15年末、組合は、賃金遅配を解消するため、福島労働基準監督署に相談した。同監督署は、会社に対し、平成16年4月12日に口頭注意、同年5月23日には文書による是正勧告を行った。こうしたなか、当時組合の書記長であった X₀らと Y₀ 及び Y₁ との間に様々な対立関係が生じていた。（争いのない事実）
- (7) 組合は、吾妻自動車を被申立人として、平成18年1月19日付けで当労働委員会に対し、組合員への賃金遅配の解消を求め不当労働行為救済を申立てた（以下「平成18年事件」という。）が、同年6月1日に、経営協議会を設置すること、給与遅配と退職金未払いの解消に努力すること等を内容とする和解協定を締結した。（争いのない事実）
- (8) 平成18年6月下旬ごろ、申立外吾妻商事株式会社（以下「吾妻商事」という。）の取締役である Y₂（以下「Y₂」という。）が吾妻自動車と飯坂吾妻の相談役に就任した。（甲57、甲58、審②P51Y2）
- (9) 平成18年7月19日以降、経営協議会が約7回開催された。経営協議会の

メンバーは、吾妻自動車の経営陣、組合の執行委員、組合に加入していない吾妻自動車の従業員、飯坂観光分会の執行委員などであった。経営協議会や団体交渉において、吾妻自動車側からは、主に、Y₂が出席していた。この時期、一時的ではあるが、組合と吾妻自動車との関係が良くなりかけた。(乙4、乙5、乙6、争いのない事実)

3 吾妻自動車の組合に対する態度について

(1) 吾妻自動車経営陣の組合員らに対する過去の発言について

ア 組合との団体交渉において、Y₀とY₁は、「組合は嫌いだ」、「全自交は嫌いだ」、「要求ばかりして協力しない」、「執行部の三役は吾妻の三悪だ」等、発言した。(審①P36X1)

イ Y₁はX₀に対して、「全自交に会社を潰された」、「X₀は中核派だから会社を潰そうとしている」等、発言した。

(審①P5 X₀、審③P26 Y₁)

ウ Y₁は組合の執行委員個人を名指しして嫌悪を示すことがあった。

(審③P9X₂、審③P26 Y₁)

(2) X₂元組合執行委員とY₁との会話について

ア X₂元組合執行委員(以下「X₂」という。)は、平成17年9月に組合の執行委員に就任し、平成19年6月ごろに執行委員を退任している。

(審③P1 X₂)

イ 平成17年10月ごろ、Y₁は吾妻自動車本社配車室にて、X₂に対し、吾妻自動車飯坂営業所を飯坂吾妻に統合するか、若しくは吾妻自動車を飯坂吾妻に統合する旨を述べ、その場合、吾妻自動車の乗務員は希望により再雇用となる旨、述べた。(甲102、審③P27 Y₁)

ウ 平成19年2月5日、Y₁は吾妻自動車本社内にて、X₂に対し、吾妻自動車は組合のせいで潰された旨、また、組合の執行委員もX₀と一蓮

托生である旨、発言した。(甲108、審③P19～20 Y₁)

エ 平成19年3月31日、 Y₁ は吾妻自動車の飯坂営業所内にて、 X₂ に
対し、飯坂吾妻への再就職を持ちかけた。(審③P18 Y₁)

4 吾妻自動車及び飯坂吾妻の経営状況等について

(1) 吾妻自動車における平成15年度から同18年度までの決算状況は、別紙
1-1から1-4のとおりである。また、飯坂吾妻における同16年度から
同18年度までの決算状況は別紙2-1から2-3のとおりである。(乙1、
乙2、乙3、乙33、丙1、丙2、丙3)

(2) 吾妻自動車及び飯坂吾妻の経理を担当していたのは、主に、 Y₃ (以
下「Y₃」という。)であった。(乙20、審問の全趣旨)

(3) 吾妻自動車は、平成15年度及び同16年度の決算において、単年度では黒
字であった。(乙1、乙2、乙20、審②P3～4 Y₃)

(4) Y₃ は、日常の経理業務や決算書類の作成について、 Y₀ や Y₁
などの経営陣から任されていた。(審②P3及び同P5～6 Y₃)

(5) Y₃ は、平成17年度の決算において、過年度分の福利厚生費約2,000万
円を営業費に計上した。(乙3、審②P3～4 Y₃)

(6) Y₃ は、平成18年度の決算において、未払退職金約2,200万円を営業費
に計上した。(乙20、乙33、審②P3 Y₃)

5 吾妻自動車と Z が取締役就任する前の飯坂吾妻の関係について

(1) 吾妻自動車は、飯坂吾妻の資本のすべてを平成19年3月26日まで所有し
ていた。(争いのない事実)

(2) 平成19年3月29日まで吾妻自動車及び飯坂吾妻の取締役に、 Y₀ と
Y₁ が就いていた。(甲18、乙8、争いのない事実)

(3) 吾妻自動車と飯坂吾妻の経理処理は本支店勘定のような形で行われてい

た。また、飯坂吾妻の事務処理は、吾妻自動車本社において吾妻自動車の従業員により行われており、タクシーの整備・修理も旭町営業所自動車整備工場で行われていた。さらに、給料支払明細、会社掲示板に貼られる掲示物等は吾妻自動車と飯坂吾妻の連名となっていた。(甲81、甲82、甲85、甲86、甲88、甲89、争いのない事実)

- (4) 吾妻自動車と飯坂吾妻は、「あづまタクシー」の名称で営業していた。
(争いのない事実)
- (5) 吾妻自動車と飯坂吾妻は、吾妻無線協同配車組合を設立し、「吾妻交通グループ総合配車センター」、「予約センター」の電話番号を共用していた。この電話に顧客から配車の依頼があった場合は、両社の区別なく順番に配車されていたが、乗務員間で、飯坂エリアにおける顧客の取り合いが頻繁にあった。(甲81、乙24、審③P31 Y₁)

6 吾妻自動車の解散及び飯坂吾妻の譲渡に至る経緯について

- (1) 平成18年10月上旬ごろ、Y₂は、自分が作成した損益分岐点についての試算表(以下「試算表」という。)に基づいて Y₀ と協議した。その場において、タクシー1台当たりの営業収入月60万円が損益分岐点であること、平成18年10月21日から平成19年1月20日までの期間(以下「本件目標期間」という。)に1台当たり月70万円になれば未払退職金及び未払賃金を解消できること及び1台当たり月70万円を達成できなければ会社を整理せざるを得ないことが確認され、本件目標期間においてY₂が吾妻自動車と飯坂吾妻の経営面を担当することとなったため、Y₀ は、吾妻自動車と飯坂吾妻の即時の解散を見送った。(乙18、乙19、乙35、審②P23～24及び審③P71 Y₀、審②P52～53及び審③P42 Y₂、審問の全趣旨)
- (2) Y₂は、試算表をもとに損益分岐点を60万円としたが、実際の損益分岐点はそれを下回っていた。(乙35、乙38)

- (3) Y₂は、平成18年9月28日に行われた第6回経営協議会及び同年10月5日のX₀との会談において、タクシー1台当たりの営業収入目標を月70万円としたい旨、提案した。(乙7、乙19、審③P62～63 X₀)
- (4) 平成18年10月13日、組合と吾妻自動車との間で団体交渉が行われた。その場において組合は、Y₂に対し、営業収入目標として1台当たり月70万円は現実離れしているとの見解を示した。
(乙7、乙19、審③P59～60 X₀)
- (5) 上記団体交渉において、Y₂は、本件目標期間にタクシー1台当たりの営業収入を1か月70万円を目標として労使が協力していくこと、平成19年1月から給与を全額一括払いする旨の提案をし、組合はそれに同意した。
(審①P8 X₀)
- (6) なお、営業収入目標を達成できなければ会社を整理することについて、Y₂は、上記団体交渉を通して組合の了解を得た旨、また、Y₀は、いろんな場面で組合と話をした中で暗黙の了解を得ている旨、証言している。(審②P24 Y₀、審②P54～55 Y₂)
- (7) 平成18年10月15日、組合は、第3の6(4)の団体交渉の報告として、「来年1月27日より給料全額一括払い」という文書を作成した。その内容は、「一、会社は、来年1月末の給料以降、全額一括払いを約束する。」「二、労使は一致協力して、台当たり営業収入が平均70万円を実現するべく全力で努力する」という2点が確認されたというものであった。(甲13、審③P63 X₀)
- (8) 平成18年10月16日、吾妻自動車は、Y₀名で「従業員各位殿」という文書を作成した。そこには「労使一致団結して一台当たりの収入70万円を目途に協力、努力を重ねてお願いするものであります。さすれば会社も平成19年1月分給与から全額一括支給いたします。」と書かれてあった。
(甲14)

- (9) 平成18年末ごろ、Y₂は、吾妻自動車及び飯坂吾妻の同年11月21日から12月20日までの売上げが前月より減少していることから、再構築するための手段として吾妻自動車若しくは飯坂吾妻のいずれかを残していずれかを潰す、両社とも売却するなどの考えを飯坂観光分会の役員らに対して話していた。(審③P39～40 Y₂)
- (10) Y₂が作成した本件目標期間のタクシー1台当たりの平均売上高は、月519,030円であった。なお、これは吾妻自動車各営業所及び飯坂吾妻の売上高を合算したものであった。(乙26、審問③P46～47 Y₂)
- (11) 平成19年1月27日、給料は全額一括では支給されなかった。(争いのない事実)
- (12) 平成19年2月ごろ、Y₂は上記の平均売上高を算出した書類をY₀に示した。Y₀は吾妻自動車及び飯坂吾妻を解散するという結論を出した。(審②P26 Y₀、同P55 Y₂)
- (13) 平成19年2月2日、組合、全自交福島地本福島支部と吾妻自動車との間で団体交渉が行われた。その場において、Y₀は、未払退職金及び未払賃金を支払ったら、吾妻自動車を閉めたいと考えている旨、発言した。それに対して、X₀とX₁は了承できない旨の意向を示した。また、Y₀は、平成18年事件が、同業他社との競争に影響が出た旨、発言した。(審③P73～74 Y₀、争いのない事実)
- (14) 平成19年2月14日、飯坂吾妻の取締役会において、営業収入の低下により事業継続は困難であることから、同年3月31日をもって解散することが承認された。(乙49)
- (15) 組合員の給料支払日であった平成19年2月27日、給料袋には「解雇予告通知書」が同封されていた。そこには「解雇理由 長年にわたる業績不振のため超過債務となり、これ以上会社を続けることは困難と判断致しました。三月初旬に臨時株主総会を開催して解散を正式に決定致します。」、

「貴殿を平成19年3月31日を以って解雇致します。」などと記載されていた。また、同時期に飯坂吾妻の従業員の給料袋にも同内容の「解雇予告通知書」が同封されていた。(1号事件甲2、審③P65 Y₀、争いのない事実)

(16) 飯坂吾妻の譲渡に興味を示した会社は数社あり、平成19年3月12日までは、そのうちの1社に譲渡されることがほぼ決定された。(審②P26～27 Y₀、審③P40～41 Y₂)

(17) 平成19年3月2日、吾妻自動車は臨時株主総会を開催し、同年3月31日をもって解散することを決議した。(乙48、乙63、審③P66～67 Y₀)

(18) 平成19年3月9日、組合は吾妻自動車へ解雇予告の撤回及び会社存続に関する事項を議題とする団体交渉申入書を郵送した。(甲11、争いのない事実)

(19) 平成19年3月12日、飯坂吾妻の従業員を対象にした雇用に関する説明会が行われた。その場で、Y₂は、「吾妻分会の人たちに話が漏れるとまずいので、この集会の話は他言無用にしてほしい」、「譲渡先のあては1社あり、再雇用方式にする」などと発言した。(甲79、審③P40～41 Y₂)

(20) 平成19年3月16日、吾妻自動車本社社長室にて、団体交渉が行われた。組合は同年2月27日付けの解雇予告を撤回するように求めたが、吾妻自動車はこれを拒否した。組合が解雇理由を尋ねたところ、吾妻自動車は「吾妻自動車の存続の意思も、現時点での譲渡先の可能性もない」、「企業が赤字だから仕方がない」と回答した。(争いのない事実)

(21) 平成19年3月18日、新聞記事にて吾妻自動車を被申立人とする不当労働行為救済申立てがあったことを知った飯坂吾妻の譲渡先となる予定であった会社は、労働争議があるような会社は必要ないという理由から、飯坂吾妻の営業譲渡を辞退した。(審②P56及び審③P41 Y₂)

- (22) また、上記と同時期にY₂は、当時飯坂観光分会の執行委員であったX₄に対して、吾妻分会の労働争議のせいで、譲渡先が手を引いてしまって、買い手が付かない状況である旨述べた。(甲79)
- (23) Y₀は、平成19年3月24日から25日までの2日間に渡って、Zから飯坂吾妻を2,000万円で購入したい旨、申出があり、さらにそれを了承した旨、証言している。(審③P68～69及びP74～75 Y₀)
- (24) Y₀は、売買代金の2,000万円について、応援してくれる出資者も確保したから大丈夫である旨Zから聞いていたが、特に調達方法などは確認しなかった旨、証言している。(審②P29 Y₀、審③P68及びP70 Y₀)
- (25) 平成19年3月26日、飯坂吾妻の取締役会において、同年2月14日の取締役会で承認された同社の解散が事実上撤回され、また、同社の譲受人をZとすることが承認された。なお、飯坂吾妻の従業員に対する解雇予告通知は、特に撤回の手続は行われなかったが、従業員は引き続き雇用されている。(乙50、審③P65及びP70 Y₀)
- (26) 吾妻自動車とZとの間で、飯坂吾妻に関する「売買契約」が平成19年3月27日付け締結された。その内容は、同年3月31日に吾妻自動車が保有する飯坂吾妻の株式を2,000万円でZに譲渡すること、売買代金は吾妻自動車の債務の弁済のためにZが直接各債権者に支払うこと、弁済先や弁済期日は別に定めること、代金はZが受ける役員報酬から月賦にて支払うことができるというものであった。(乙22)
- (27) Zは、吾妻自動車から2,000万円で購入するのは飯坂吾妻の株式であることを「売買契約書」を作成した後に気が付いた旨、また、2,000万円は平成20年3月に銀行から借入れして支払う予定である旨、証言している。(審②P79～81 Z)
- (28) 平成19年3月31日付けで、上記「売買契約書」に関する「確認書」(以

下「19.3.31確認書」という。)が交わされた。その内容は、Zが吾妻自動車に対して支払うべき株式売買代金2,000万円を吾妻自動車の国民生活金融公庫及び福島地区ハイヤータクシー協同組合からの借入金の返済、並びに滞納国税の弁済に充てることとし、Zが直接債権者に支払うこと、支払金額は後日協議して定めるというものであった。(乙16、乙17)

7 Zの経営歴及び取締役就任後の飯坂吾妻について

- (1) Zは、平成13年9月30日から申立外株式会社モード・ウイルという縫製業を営む会社の代表取締役に就任し、同社を経営していたが、同社の工場を閉鎖した。(甲19、審②P78及びP83 Z)
- (2) 平成19年1月か2月ごろまで、申立外フクシマフーズの生産ラインにおいて1年間夜勤業務をしていた。(審②P83～84 Z)
- (3) 平成19年4月1日以降も飯坂吾妻は、吾妻自動車が使用していた「あづまタクシー」の名称で営業している。(審②P81 Z、審査の全趣旨)
- (4) 本件申立て時28名であった組合員のうち、本件結審時までに5名(平成19年3月20日に2名、同年3月中旬ごろに1名、同年3月31日に1名、同年5月に1名)の組合員が組合を脱退し、そのうち希望した4名が飯坂吾妻に再雇用された。一方、残った組合員23名は、飯坂吾妻への再就職を希望したが、再雇用された者はいない。(審②P84 Z、審③P61 X₀、申立人最終陳述書P130～133、別紙3参照)
- (5) 平成19年4月1日以降、吾妻自動車の従業員で組合に所属していなかった27名のうち16名(運転手11名、配車係4名、事務員1名)が飯坂吾妻への再就職を希望し、再雇用された。
(審②P92 Z、申立人最終陳述書P131～133、別紙3参照)
- (6) 平成19年4月1日以降、Y₃は、飯坂吾妻において月2回程度、經理の仕事を手伝っている。(審②P14 Y₃、別紙3参照)

- (7) 飯坂吾妻は、平成19年4月1日以降、福島市仲間町の吾妻自動車本社があった土地及び建物（ Y。 個人所有）を本社として使用している。
（審査の全趣旨）
- (8) 飯坂吾妻は、平成19年4月1日以降、吾妻自動車の泉営業所であった土地（吾妻自動車所有）を営業車の待機所として使用している。（甲110の1、審③P79 Y。 ）
- (9) 飯坂吾妻は、平成19年4月1日以降、吾妻自動車の飯坂営業所であった土地（ Y。 個人所有）を営業所として使用している。（甲107の4、甲109）
- (10) 飯坂吾妻は、平成19年4月1日以降、吾妻自動車の旭町第二車庫であった土地（ Y。 個人所有）に飯坂吾妻の営業車を保管していた。
（甲107の2、甲107の3、甲107の5、甲107の6）
- (11) 飯坂吾妻は、平成19年5月21日付け、「代表者」を「 Y。 」として福島税務署へ平成18年度分の確定申告書を提出した。なお、この確定申告書の提出に関し、 Y。 は、平成19年3月31日までは自分の責任であると思ったので自ら署名をした旨、証言している。（丙11、審③P76 Y。 ）
- (12) 平成20年1月31日、 Y。 は、飯坂吾妻の未払いであった源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税計5,143,340円（平成19年3月9日現在）を、完納した。（甲117の1、審査の全趣旨）

8 吾妻自動車の解散に伴うタクシー事業に係る届出について

Y₁ は、「一般乗用旅客自動車運送事業の休止届出書」（以下「休止届」という。）を作成し、平成19年4月9日付けで東北運輸局福島運輸支局に提出した。事業の休止理由は、「昨今の道路運送事業において当社は経済的環境変化に適応できず乗務員及び従業員の賃金遅配等現状では営業

が困難な為、事業継続並びに営業譲渡等含めて事業体制の立て直しを図るため」、休止予定期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日とされていた。(乙15、審③P23 Y₁)

9 吾妻自動車の清算状況について

(1) 吾妻自動車の平成19年3月末負債合計額は、213,755,091円であり、その内訳は以下のとおりである。(乙33)

科目	内訳	債 権 者	金額 (円)	
流動負債	未払費用	社 会 保 険	31,661,436	
		労 働 保 険	11,444,684	
		福 島 酸 素 株 式 会 社	1,157,853	
		福島地区ハイヤータクシー協同組合	344,656	
		吾 妻 商 事	80,260	
	短期借入金	Y ₀		64,181,156
		Y ₄		21,375,562
		大 東 銀 行		13,000,000
		吾 妻 商 事		7,000,000
		福島地区ハイヤータクシー協同組合		5,197,500
		預り金(源泉所得税)	福 島 税 務 署	
	未払消費税	福 島 税 務 署		6,708,500
	固定負債	長期借入金	大 東 銀 行	28,076,000
国 民 生 活 金 融 公 庫			18,900,000	

(2) 平成19年5月1日、吾妻自動車は、福島酸素株式会社への未払金1,157,853円を支払った。(乙41)

(3) 平成19年5月2日、吾妻自動車は、大東銀行に対する債務(短期借入金及び長期借入金)計約41,000,000円を清算した。(乙41)

(4) 平成19年5月10日、吾妻自動車は、福島地区ハイヤータクシー協同組合に対する債務(未払金及び短期借入金)計5,542,156円を清算した。(乙30)

- (5) 平成20年1月31日、吾妻自動車は、未払いの源泉所得税、消費税及び地方消費税を完納した。(甲117の1)
- (6) 平成20年1月15日以降、吾妻自動車は、国民生活金融公庫からの長期借入金18,900,000円について平成22年10月15日まで月賦で返済する予定となっている。(乙32)
- (7) 「社会保険」、「労働保険」、吾妻商事及び「 Y₄ 」に対する債務は、 Y₀ 個人の土地を売却した資金で清算される計画となっている。(乙39、乙41)
- (8) 吾妻自動車は、飯坂吾妻に対する短期貸付金として約3,600万円の債権を有していたが、平成19年11月1日現在の試算表上では、「雑損」として費用処理されている。この貸付金の債権について、 Y₀ は放棄する旨の見解を示している。(乙33、乙37、乙39、審③P77及びP79 Y₀)
- (9) 吾妻自動車が Z に譲渡した飯坂吾妻の株式売買代金2,000万円について、吾妻自動車の平成19年3月31日現在の貸借対照表(別紙1-4)及び同年11月1日現在の試算表においては、未収金として計上されていないが、 Y₀ は、未収金として取り扱っている旨、証言している。(乙33、乙39、乙41、審③P72 Y₀)
- (10) 吾妻自動車が保有していた約30台の自動車のうち11台(平成19年3月30日に5台、同年5月2日に4台、同年7月5日に1台、同年9月10日に1台)が飯坂吾妻に譲渡されているが、代金については、支払がなされたとの疎明がない。なお、飯坂吾妻に譲渡された11台の自動車は平成12年以降に初度登録されたもので、吾妻自動車が保有していた自動車の中でも新しい車両であった。(甲116、乙28、審②P92 Z 、別紙4参照)
- (11) 吾妻自動車が所有していた電話12回線は、すべて飯坂吾妻に譲渡され、電話番号は飯坂吾妻にそのまま引き継がれたが、代金については、支払がなされたとの疎明がない。(乙29)

10 未払退職金問題について

- (1) 第3の2(2)のとおり、平成12年11月27日、全自交福島地本と福島県ハイヤータクシー経営者協議会との間で未払退職金の支払期日や支払遅延金などを定めた協定が締結された。また、第3の2(3)のとおり、平成14年10月4日、組合と吾妻自動車の間で、吾妻自動車が未払退職金の債権を有する組合員に対して、月額20,000円から30,000円の分割払いをすることなどを定めた14.10.4確認書が交わされた。(2号事件甲3、2号事件甲4、争いのない事実)
- (2) 平成19年1月15日、未払退職金に関する説明会が開催され、「未払労働債権(退職金及び遅延損害金)の全額を、必ず2008年3月末日までの期間に支払うことを会社は約束する。」「未払い労働債権(退職金及び遅延損害金)の具体的な支出方法を定めた清算計画書は、2007年3月末までに会社は組合に提出することを約束する。尚、提出日は出来るだけ早くなるように会社は努める。」ことなどが確認された。(甲9、審③P62X0)
- (3) 平成19年3月2日、福島地方裁判所は、X₁ら11名の組合員の未払退職金を保全債権とした不動産仮差押命令申立てにより、Y₀ 個人の土地に対する不動産仮差押の決定をした。(甲10、乙14)
- (4) 平成19年3月8日、Y₂は、未払退職金に関することでX₁に電話をかけた。(争いのない事実)
- (5) 平成19年3月9日、Y₂は、未払退職金に関することで組合員のX₅に電話をかけた。(争いのない事実)
- (6) 平成19年3月11日、吾妻自動車は、退職金が未払となっている組合員X₆ら10名に対し、同年3月15日に未払退職金を支払う旨の「退職金清算書」を郵送した。(甲12、争いのない事実)
- (7) 平成19年3月20日及び同年4月5日、不動産仮差押に対して吾妻自動車は、X₁ら11名の組合員に対する未払退職金及び遅延利息に相当する金額

を福島地方法務局へ供託した。(乙9、乙10、乙11)

- (8) X₁以外の10名の組合員は平成19年3月26日に、X₁は同年4月13日に供託金の払渡しを受けた。(乙9、乙11、乙13)
- (9) 平成19年4月19日、X₁ら11名の組合員は不動産仮差押命令申立てを取り下げた。(乙12)

11 平成19年3月22日におけるY₂の発言について

- (1) 第3の2(8)及び(9)のとおり、平成18年6月以降、Y₂は、吾妻自動車及び飯坂吾妻の相談役に就任し、組合との交渉に携わっていた。
- (2) 平成19年3月5日、組合との団体交渉において、Y₂は、今後組合との交渉には一切かかわらない旨、述べたが、その後Y₀にその意向は伝えていない。(乙21、審②P45 Y₀、審②P73～74 Y₂)
- (3) 平成19年3月20日ごろ、組合の前書記長であったX₃(以下「X₃」という。)は、X₁の退職金に関することについて、X₁を連れて相談に行きたい旨、Y₂に申し入れ、同年3月22日に会うこととなった。(甲92、乙21、争いのない事実)
- (4) 平成19年3月22日、X₁とX₃が吾妻商事の事務所を訪れ、Y₂らとX₁の退職金に関すること等について話合いが持たれた。Y₂は、X₀を組合の執行委員長から降ろして、X₃が執行委員長となり、本事件の取下げをする旨の提案をした。(審②P72 Y₂、争いのない事実)

12 平成19年3月18日付け団体交渉申入れについて

- (1) 平成19年3月5日、組合は、同年2月27日付け解雇予告通知の撤回を巡って、吾妻自動車と団体交渉を行ったが、吾妻自動車は撤回を拒否した。
(争いのない事実)
- (2) 第3の6(18)のとおり、平成19年3月9日、組合は、団体交渉申入書を

吾妻自動車に郵送した。申入書の内容は、解雇予告通知の撤回及び吾妻自動車の存続を議題とし、同年3月14日までに団体交渉の開催を求めるもので、回答期限は申入書送達の日（同年3月10日）のうちとなっていた。（甲11、争いのない事実）

- (3) 平成19年3月10日までに組合の団体交渉申入書に対する吾妻自動車からの回答はなかった。同年3月14日、X₀はY₂に電話をしたところ、同年3月16日に団体交渉を行うこととなった。（争いのない事実）
- (4) 第3の6(20)のとおり、平成19年3月16日、組合と吾妻自動車との間で団体交渉が行われた。組合は、吾妻自動車に対し解雇予告の通知を撤回するよう求めたが、吾妻自動車はこれを拒否した。（争いのない事実）
- (5) 組合は、吾妻自動車に対し、平成19年3月18日付けで団体交渉申入書を提出した。その内容は、「解雇白紙撤回」、「労働者全員を3月31日に解雇せざるを得ない理由を文書にて具体的に明らかに」することを求めるものであった。（争いのない事実）
- (6) 平成19年3月19日、前記団体交渉申入書に対し、吾妻自動車は組合にファックスで回答した。その内容は、「解雇予告撤回及び会社存続については労働委員会において説明する」、「交渉日時については後日FAXする」というものであったが、その後、吾妻自動車からの交渉日時の連絡はなく、団体交渉も行われていない。（争いのない事実）

第4 争点に対する当事者の主張

- 1 争点1 「吾妻自動車交通株式会社と有限会社飯坂吾妻とは、実質的には一体のものか。」について

- (1) 申立人の主張

平成19年3月以前、吾妻自動車と飯坂吾妻は、「あづまタクシー」として同一の事業を行ってきた関係にあり、同一会社内の本支店同様の分かち

がたい関係にあった。飯坂吾妻は吾妻自動車の100%子会社として、両社は「あづまタクシー」という共通利害をもって同一の事業を営んできたのであり、そもそも承継に当たってそれらを分割することなどできない。

飯坂吾妻の譲渡後については、経営者は形式上同一ではないが、Y。

と親密な関係にある人物であるとともに、株式売買代金支払の猶予、巨額の債務免除、飯坂吾妻の滞納債権の肩代わり、吾妻自動車の施設の無償供与等、日常的便宜供与が飯坂吾妻の経営を大いに援助することを通して、実質的に吾妻自動車が掌握し続けている。

また、雇用関係に関しては、飯坂吾妻への再就職を希望した非組合員及び組合脱退者の全員が採用されている。しかし、平成19年4月1日時点で組合に所属していた組合員の飯坂吾妻への採用はなかった。

さらに、吾妻自動車の営業場所、営業エリア、自動車、配車施設、事務設備、機械等はそのまゝ飯坂吾妻に引き継がれていることから、飯坂吾妻の事業内容は吾妻自動車との高度の承継性が認められる。

したがって、吾妻自動車と飯坂吾妻の関係は実質的に一体であり、飯坂吾妻は、吾妻自動車の使用者としての地位、不当労働行為責任を承継する。

(2) 被申立人の主張

実質的同一性とは、ある場面に限って会社の人格の個別独立性を否定し、別の会社との法人格の同一性を認めるとの理論であるから、その有無の判断は、結局、いわゆる「法人格否認の法理」にしたがってなされるものである。

これを本件で見ると、吾妻自動車及び飯坂吾妻とも、それぞれ別個の組織を有し、別個独立の経理決算処理・税務処理をし、労働組合も別個に存在した等、社会的に個別独立な存在であり、実質的には社員の個人営業又は親会社の営業の一部門にすぎないという事実はないし、管理支配が現実的統一的で活動そのものが社会的に見て単一性を有するという事実もな

い。

よって、本件について、法人格が全くの形骸に過ぎない場合及び法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合とは認められない。

2 争点2「吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、吾妻自動車交通株式会社及び有限会社飯坂吾妻による、労働組合の壊滅及び労働組合員の排除を目的とする不利益取扱い及び支配介入に当たるか。」について

(1) 申立人の主張

Y₀ と Y₁ の数々の組合を嫌悪するような発言が示すように、日常的に強烈な組合嫌悪の意識があった。平成17年10月ごろには、Y₁

がX₂に対し、「飯坂営業所はX₀の影響を受けているから、飯坂営業所をなくす方向で検討中。」「飯坂営業所の組合員自体が生意気になってきたから、飯坂営業所を飯坂吾妻に統合するか、吾妻自体をなくして飯坂吾妻に統合するかを考えている。」などと発言し、このころから吾妻自動車を解散する意図があった。

Y₂が作成した試算表は、収入を低く費用を高くすることで損益分岐点を高く見積もらせ、吾妻自動車の解散の必然性を裏付けようとしたものである。また、Y₂は、Y₀が吾妻自動車を解散するか否かを決める際に、吾妻自動車と飯坂吾妻の平均した資料を作成したことは、吾妻自動車の解散を経営的な理由による解散にするという意図があった。

平成18年10月13日の団体交渉において、Y₂よりタクシー1台当たりの営業収入を月70万円を目標とする趣旨の提案がなされ、それに向かって労使が努力していくことについて組合が同意したことは認めるが、その営業収入目標が達成されなかった場合は会社を整理するという条件が提示され、それに対して組合が同意したということはない。吾妻自動車は、会社

の解散について具体的資料に基づく誠意ある協議や説明をするどころか、その姿勢すら示していない。

吾妻自動車を迂回した飯坂吾妻への融資は、吾妻自動車の負債を少しでも増額させ、吾妻自動車を清算せざるを得ないかのように見せかけるための手段である。

福島運輸支局に休止届を申請したこと、また、平成19年3月20日ごろに、事業用自動車登録台数を29台から22台に変更していることは、吾妻自動車が事業を存続させ、組合を潰滅させたあとの経営再開を意図していたことを示すものである。

吾妻自動車の従業員で飯坂吾妻へ再就職を希望した者のうち、組合に所属していなかった者は、すべて飯坂吾妻に採用されたが、組合に所属していた者は、全く採用されなかった。

よって、吾妻自動車が、平成19年4月1日に解散したのは組合潰し、組合員排除のための偽装解散である。

(2) 被申立人の主張

平成15年度以前より、吾妻自動車は過去に発生した莫大な負債の圧力のもと、正常な経営を行えるような資金繰りは望めない状況にあった。さらに、平成14年以降売上げが減少していったことが貸金遅配に繋がり、その後も運転資金がショートし、銀行からの借入も困難であったことから、Y₀ は、自身の個人資産を売却して未払退職金及び未払貸金の清算がついたところで会社を清算しようと常々考えていた。また、Y₁ も、平成17年2月ごろから吾妻自動車の経営は壊滅的で、いずれ倒産するものと考えていた。したがって、吾妻自動車は、経営の悪化により解散せざるを得ない状況であった。

Y₀ は、自らの私財を売却し、組合員ら従業員の退職金を支払っており、この行為は明らかに組合嫌悪とは相反する行為である。組合を嫌悪

しているのなら、吾妻自動車は、会社整理の方法としては解散ではなく、債務超過を理由とする破産手続を採ることもできた。しかし、Y₀は、あえて清算手続を選択し、私財をもって組合員の未払退職金全額などの会社の債務を支払っているのである。

平成18年10月13日、組合との団体交渉において、本件目標期間を通じてタクシー1台当たり月70万円を営業収入目標とし、それが達成できない場合は吾妻自動車を整理する旨、説明していた。従前から組合と吾妻自動車の関係が必ずしも良好ではなかったことは事実であるが、さらに組合に混乱を生じさせるようなことはしない。

Y₀は、平成18年10月ごろに吾妻自動車の解散を決意しており、過去には組合との交渉等の中で、会社をやめたい旨伝えている。Y₂が同年9月下旬以降、特に、同年10月13日の団体交渉での話し合いを通して、本件目標期間において営業収入目標を達成できない場合には吾妻自動車を解散する旨説明している。

さらに、株式会社の所有者は株主であり、その株式会社にとって重要な事項は、その会社の株主の意思のみによって決定され（会社法第295条）、日常的な事項は取締役会により決せられる（同法第362条。被申立人は取締役会設置会社であった。）のが会社法の予定する体制である。15.10.14確認書は、代表取締役の授権されていた権限を越えて組合との間で合意されたものであるので、法的に無効である。

吾妻自動車の資金繰りは、Y₀個人に依存せざるを得ない状況となっていた。Y₀は、飯坂吾妻に対する短期貸付金約3,600万円の原資が、もともとY₀個人が吾妻自動車に貸し付けたものであるから、Y₀個人が吾妻自動車への債権を放棄すれば、吾妻自動車の飯坂吾妻に対する債権がなくなるものと認識し、さらに、吾妻自動車の債務の弁済に自身の資産を売却した資金を充てることよって、経営責任を全うしようと

考えた。

休止届は、当時、福島運輸支局の担当者からの指導を受け、事業を廃止する前提のもとで提出したものであり、将来的に事業を再開する意図を含んだものではない。

したがって、飯坂吾妻を利用して、吾妻自動車を解散してその営業を引き継がせ、組合を排除した形でこれまでどおりの営業を続けることの利益や合理的理由がないのに、偽装解散をするわけがない。

3 争点3 「吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、平成18年に組合が労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるか。」について

(1) 申立人の主張

会社を整理する理由について、Y₀ は、平成18年に組合が不当労働行為救済申立てをしたこと、また、それが新聞に報道されたことが原因であるという見解を示した。

経営協議会で会社再建案を議論していた時期に、Y₂ や Y₁ は、当時、全自交福島地本福島支部の書記長でもあった飯坂観光分会の X₄ に対し、「吾妻分会の X₀ 委員長を統制処分を除名にできないのですか」などと持ちかけ、飯坂吾妻は残して吾妻自動車を潰そうとしていた。経営協議会の場とは、偽装解散に向けた「口実作り」であったことは明白である。

(2) 被申立人の主張

不当労働行為救済申立てとその報道が会社整理の大きな原因であるとの見解を示したことは、否認する。組合と吾妻自動車とは経営に関して協議の場（経営協議会）を設け、協調態勢を整えた事実から見ても、平成18年事件が解散・解雇の原因ではない。

4 争点4「未払退職金について、吾妻自動車交通株式会社が、組合を通さずに直接申立人所属組合員と個別交渉したことは、支配介入に当たるか。」について

(1) 申立人の主張

これまで未払退職金問題について、組合と吾妻自動車が対立・交渉を続けてきたという経緯があり、さらに解雇撤回を巡る労働争議の状況であるにも関わらず、Y₂が労働組合の頭越しに組合員へ個別連絡をして、威嚇や利益の約束などの言動により、組合員に吾妻自動車からの提案の受入れを慫慂し、個別合意を図ろうとする行為は、労働組合の自主運営を阻害し、組合運営に重大な影響を与える不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

退職金については、既にその金額と遅延損害金の額とが合意により確定されている。退職金とその遅延損害金については、交渉の結果合意が形成され、被申立人の弁済が残っているだけである。したがって、改めて労使で交渉する余地はない。

5 争点5「平成19年3月22日の会談におけるY₂発言等は、支配介入に当たるか。」について

(1) 申立人の主張

平成18年3月22日、Y₂は、「X₁さんは大変なことになる」、「個人のことと、組合のことをかけ離さないで、X₁さんのことは解決できなくなる」、「自分の身を一番考えないとだめだよ」などとX₁を脅かし、労働組合の頭越しに、個人的に仮差押事件の取下げを求め、個別解決を慫慂した。

また、Y₂はX₃に対し、労働委員会や裁判をやっていたら離職票が出ず、失業保険をもらえなくなる等の嘘を言ってX₃を不安にさせた上で、

「組合を抜けたらいい」、「組合員でなかったら受け付けられる」旨述べて、組合脱退を勧誘した。

さらに、Y₂は、本事件と Y₀ 個人資産への仮差押を取り下げしてほしい旨提案したことに対し、X₃が「簡単に取り下げることはいできない」旨述べると、Y₂は、X₃に「全体集会などでX₃が委員長に立候補し、X₀を^(原文ママ)下ろして、新委員長となり、1週間以内に取下げしたら簡単にできる」という旨の提案をし、さらに「吾妻分会のX₀の名前は県下に広まっているから、X₀を^(原文ママ)下ろして、争議をおさめれば、経営者の評価も高くなって再就職に有利になるだろう」という旨述べ、組合委員長の交代による労働争議収拾の勧誘をした。Y₂によるX₃への、組合脱退の勧誘及び、組合役員の放逐・交代による労働争議収拾の勧誘発言は、労働組合運営への支配介入である。

(2) 被申立人の主張

Y₂は、組合との交渉に関する事項には一切タッチしないことにしていたので、あえて吾妻自動車本社では話を聞かないようにし、吾妻商事の事務所にX₁とX₃を伴った。ここで2人は、Y₂に対して内密にしてほしいと念を押した後、話し始めたが、それまで真摯に相談をもちかけていると感じていたY₂は、この2人に問われるままに個人的な意見を開示した。これは、Y₂個人としてなされたものであり、吾妻自動車の行為ではなく、組合員に欺罔され誘発された発言であるから、支配介入には当たらない。

6 争点6 「吾妻自動車交通株式会社が、平成19年3月18日付け団体交渉申入れに応じていないことについて、正当な理由があるか。」について

(1) 申立人の主張

平成19年3月19日、吾妻自動車より、同年3月18日付け団体交渉申入書に対する回答がファックスにてなされた。しかし、回答書には、「解雇予

告撤回及び会社存続については労働委員会において説明する」、「交渉日時については後日FAXする」と書かれており、その後も、吾妻自動車からの交渉日時に関する連絡はなく、団体交渉も開かれていない。

(2) 被申立人の主張

現在まで団体交渉に応じていないことは認めるが、本件手続中で解雇理由については説明している。

第5 当委員会の判断

前記第3において認定した事実に基づき、本件の争点について、以下のとおり判断する。

1 争点1 「吾妻自動車交通株式会社と有限会社飯坂吾妻とは、実質的には一体のものか。」について

(1) 第3の1(1)及び(2)並びに5(1)から(5)のとおり、Z₁が取締役就任する前の吾妻自動車と飯坂吾妻の関係は、吾妻自動車及び飯坂吾妻の役員が共通していること、吾妻自動車が飯坂吾妻の資本を100%保有していたこと、本支店勘定のような経理処理をしていたこと、飯坂吾妻の事務処理が吾妻自動車本社において吾妻自動車従業員により行われていたこと、「あづまタクシー」の名称で営業していたこと、吾妻無線共同配車組合により電話番号を共用し、顧客の区別なく順番に配車していたことが認められる。

(2) また、第3の6(10)及び(12)のとおり、本件目標期間につき、Y₂が吾妻自動車と飯坂吾妻の営業収入を合算して分析していることは、両社を実質的に一体の事業として認識していることを示すものである。

(3) これらの点からすれば、吾妻自動車と飯坂吾妻は、法形式上は別個の法人ではあるが、実質的には同一の会社として営業していたといえる。

(4) 次に、Z₁が取締役就任した後の飯坂吾妻についてみると、第3の7(3)及び(7)から(10)並びに9(10)及び(11)のとおり、以前と同じ「あづま

タクシー」として本社も同一の場所で営業されており、吾妻自動車保有していた約30台の自動車のうち価値のある自動車（平成12年に初度登録）が11台（代金支払の疎明なし）、電話12本（代金支払の疎明なし）すべてが飯坂吾妻にほぼ引き継がれている。その上、第3の1(2)及び7(4)から(6)のとおり、従業員の構成についても、従前から飯坂吾妻で雇用されていた者に加え、吾妻自動車の従業員であった者が再雇用されるなど、組合に所属している者が雇用されていないほかは、従前とほぼ同様の構成である。

(5) さらに、第3の7(7)から(10)によると、吾妻自動車の本社があった土地及び建物並びに泉営業所、飯坂営業所及び旭町営業所第二車庫であった各土地を無償で使用している（有償で使用しているとの疎明がない）。もっとも、飯坂吾妻は、吾妻自動車の本社があった建物に関して、Y。との間の賃貸借契約書（丙4）を当委員会に提出しているが、契約上家賃が前払になっているにもかかわらず後払になっていること（丙10）、また、第3の5(3)によれば、従前の平成19年3月までY。は飯坂吾妻に無償で事務所を使用させており、しかも、後述するように、Y。が飯坂吾妻の滞納国税を肩代わりするという関係にありながら、飯坂吾妻から家賃の支払を受けることは考えにくいことから、賃貸借契約を締結し家賃を支払ったとする被申立人の主張は首肯できるものではない。

(6) 加えて、Y。は、①第3の7(12)のとおり、肩代わりする必要がないにもかかわらず、飯坂吾妻の滞納国税5,143,340円（平成19年3月9日現在）を平成20年1月31日に肩代わり完納していること、②第3の9(8)のとおり、吾妻自動車の飯坂吾妻に対する約3,600万円の短期貸付金について、代表清算人としてではあるが債権を放棄する旨の見解を示していること、③第3の1(2)及び7(11)のとおり、Y。は、平成19年3月29日に辞任し、同年3月31日時点では既に代表取締役ではなかったにもか

かわらず同年5月21日に福島税務署に提出した飯坂吾妻の確定申告書では「代表者」として署名していること、④第3の7(1)及び(2)のとおり、Zには今まで縫製業の経営者としての経歴があるものの、経営環境の厳しいタクシー会社の経営者としての能力は未知数であること等から、Zが取締役に就任後も飯坂吾妻の経営（特に負債の軽減免除）に大きく関与していることがうかがえる。もっとも、Y。が当該確定申告書に署名したことについて、第3の7(11)のとおり、平成19年3月31日までは自分の責任だと思ったので署名した旨証言しているが、既述のとおり、Y。は平成19年3月29日にすでに代表取締役を辞任しており、また、長年にわたり代表取締役を担ってきた経験から、その職を辞すればそれ以降代表取締役としての権限を持たないことは当然承知していたはずであるから、その証言を認めるのは相当でない。

(7) 以上の点からすると、飯坂吾妻は、有形的な業務、自動車、従業員、経営者などを含めた事業体としては、実質的に解散前の吾妻自動車及び従前の飯坂吾妻との連続性及び一体性を有しており、労使関係においても吾妻自動車の地位を承継し、吾妻自動車の負う不当労働行為責任は、飯坂吾妻もこれを免れることはできない。

(8) もっとも、被申立人は、実質的同一性の理論と「法人格否認の法理」は同一の理論であり、実質的同一性を判断するに当たって、「法人格否認の法理」は、法人格が形骸にすぎない場合又は法人格が法の適用回避のために濫用される場合において、従属企業の法人格を否認し、支配企業に実質上の責任を負わせる手法であり、その適用には厳格な要件が必要とされていると主張している。しかしながら、実質的同一性の理論と「法人格否認の法理」は同一の理論ではない。とりわけ、不当労働行為制度における行政救済においては、必ずしも「法人格否認の法理」の要件によらず、実質的な同一性が認められることで足りると解される。仮に、「法人格否認

の法理」が適用されるとしても、本件のように、労働者が会社解散によって雇用を奪われた場合には、その要件を緩和して適用されるべきであるから、被申立人の主張は失当である。

2 争点2「吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、吾妻自動車交通株式会社及び有限会社飯坂吾妻交通による、労働組合の壊滅及び労働組合員の排除を目的とする不利益取扱い及び支配介入に当たるか。」について

(1) 吾妻自動車の解散の合理性について

被申立人が主張するように、吾妻自動車が過年度に発生した多額の累積債務を抱え、厳しい経営状況であったことはいえる。

また、第3の4(4)のとおり、吾妻自動車と飯坂吾妻の経理処理については、Y₃に任されていたことから、申立人が主張するように、吾妻自動車を迂回した飯坂吾妻への融資により、吾妻自動車の負債を少しでも増額させて、吾妻自動車を清算せざるを得ないかのように見せかけるための手段であるとまではいえない。

しかしながら、第3の4(1)、(3)、(5)及び(6)のとおり、吾妻自動車は、平成15年度及び同16年度において、単年度では黒字決算であったことがわかる。さらに、同17年度においても、同18年3月31日現在の過年度分の福利厚生費約2,000万円が営業費に一括して計上されていること、同18年度の決算においても、未払退職金約2,200万円が一括して営業費に計上されたことから、実質的には単年度で黒字であったことがいえる。被申立人は、解散の原因について、累積赤字により正常な経営を行えるような状況にはなかったとしているが、客観的には、キャッシュフローにおいて営業を継続するのが可能な経営状況であり、経営の悪化が解散の真の理由であったと認めることはできない。

また、第3の6(1)から(4)のとおり、Y₂は、本件目標期間につき、タクシー1台当たり月70万円という正当な損益分岐点の数値よりも大きい営業収入目標を定め、これに対し、組合は現実離れしている目標であるとの見解を示していたことからすると、吾妻自動車は、あえて達成が困難な高い目標を設定することで、解散を経営的な理由にしたとする組合の主張も首肯できる。

このような点からすると、平成18年事件の和解後、組合と会社の関係が良くなりかけた時期に、組合に混乱を生じさせるようなことはしないとすする被申立人の主張は認め難く、組合を排除した形で営業を続けることの利益や合理的理由がない偽装解散をするわけがないとする被申立人の主張は採用できない。

その上、第3の8のとおり、吾妻自動車は、平成19年4月1日に解散しながら、同年4月9日付けで「事業継続並びに営業譲渡等を含めて事業体制の立て直しを図る」ことを理由に休止届を福島運輸支局に提出するなど矛盾した点がある。また、第3の3(2)イ及びエ並びに6(19)のとおり、Y₁及びY₂の発言が示すように、吾妻自動車を解散して組合員を排除し、飯坂吾妻で事業を継続する意図がうかがえる。したがって、休止届は、事業を廃止する前提のもとで提出したもので、将来的に事業を再開する意図を含んだものではないとする被申立人の主張は採用できない。

(2) 15.10.14確認書について

Y₂より提案された営業収入目標が達成されなかった場合、会社を整理するという旨の説明はなかったとする申立人の主張に対し、第3の6(6)のとおり、営業収入目標を達成できなければ会社を整理することについて、Y₂は、団体交渉を通して組合の了解を得た旨、また、Y₀は、いろんな場面で組合と話をした中で暗黙の了解を得ている旨、証言している。しかし、本件において、組合の同意を得たと疎明するものは何らなく、吾

妻自動車を解散する旨を組合に説明し、同意を得たとする被申立人の主張は採用できない。

また、第3の2(1)から(5)のとおり、15.10.14確認書は、組合が未払退職金問題及び賃金遅配に起因する吾妻自動車の破産・倒産ひいては解雇に至る問題が発生したときに備えて締結されたものと推認される。このような事情を考慮すれば、本件解散及び解雇に当たり、吾妻自動車が15.10.14確認書に基づいて組合と事前協議を行い、同意を得る義務を負っているにもかかわらず、組合に対する十分な説明又は組合との審議を行わなかったことは、組合を軽視した行為であるといわざるを得ない。

さらに、一般的に労働協約において、解雇などの人事に関（か）わる条項も規範的効力が認められており、解雇に関する協議条項や同意条項に反する行為は、その重要な手続を遵守しなかったとして権利濫用であると解されている。したがって、15.10.14確認書は代表取締役の授権されていた権限を越えて、組合との間で合意されたものであるので、法的に無効であるとする被申立人の主張は採用できない。

(3) 飯坂吾妻の譲渡について

第3の6(23)、(24)、(26)から(28)及び9(9)のとおり、平成19年3月27日に吾妻自動車が保有していた飯坂吾妻の株式を2,000万円で Z に譲渡する旨の契約書が交わされたにもかかわらず、Z は、株式の存在を知らなかったこと、株式の譲渡代金も支払われていないことなど、飯坂吾妻の譲渡を巡って矛盾する点が幾つか存在する。なおかつ、第3の6(28)及び9(4)から(6)のとおり、19.3.31確認書において、譲渡代金は、吾妻自動車が債務を負担している福島地区ハイヤータクシー協同組合、国民生活金融公庫、未払いの源泉所得税及び消費税に対する弁済に充てるとされたが、実際には、吾妻自動車が福島県ハイヤータクシー協同組合からの借入金を弁済し、未払いの源泉所得税及び消費税を完納し、国民生活金融公庫から

の借入金は、吾妻自動車が債務者として平成22年10月15日までの弁済が計画されているなど、全く契約が履行されていない。

また、第3の7(4)から(6)のとおり、Z が代表取締役役に就任後の飯坂吾妻には、組合に加入していなかった従業員で飯坂吾妻に再就職を希望する者はすべて再雇用されており、組合を脱退した者も、ほぼ飯坂吾妻に再雇用されている。

(4) 吾妻自動車の組合に対する態度について

第3の3(1)のとおり、Y₀ が、組合との団体交渉の場において組合は嫌いだと発言したこと、さらに、第3の2(1)から(6)のとおり、X₀とY₀ 及びY₁ が対立関係にあったことや、第3の3(1)イ、ウ及び同(2)ウのとおり、Y₁ の「全自交に会社を潰された」等の発言からすれば、吾妻自動車が、組合を嫌悪していたことは明らかである。

(5) 以上の点から判断すると、吾妻自動車の解散及びそれに伴う組合員の解雇は、吾妻自動車が組合及び組合員の排除を目的とした偽装解散であるといわざるを得ず、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

(6) なお、飯坂吾妻が吾妻自動車による偽装解散の受皿となった点について、飯坂吾妻の不当労働行為性の疑いが残るところではあるが、本件審査手続において、吾妻自動車の解散及び平成19年3月31日付け解雇につき、飯坂吾妻自体としての組合の潰滅及び組合員の排除を目的とする不利益取扱い及び支配介入を認めるに足る疎明はなされていない。

3 争点3 「吾妻自動車交通株式会社の解散及び平成19年3月31日付け解雇は、平成18年に組合が労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるか。」について

第3の2(7)及び(9)のとおり、平成18年6月1日に、平成18年事件の和

解協定が締結され、その後、約7回も経営協議会が開催されていることは、吾妻自動車の経営について、労使間で前向きな議論がなされていることを示すものである。したがって、申立人が主張するように、経営協議会が偽装解散に向けた「口実作り」であったとはいえない。

また、第3の6(13)のとおり、Y₀は、平成18年事件がきっかけで同業他社との競争に影響が出た旨発言しているが、そのことをもって吾妻自動車の解散の直接的な原因が平成18年事件にあるとまではいえず、このほかに疎明された事実もなく、申立人の主張は採用できない。

よって、吾妻自動車の解散及び平成19年3月31日付け解雇が、平成18年に組合が労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるとまではいえない。

4 争点4 「未払退職金について、吾妻自動車交通株式会社が、組合を通さずに直接申立人所属組合員と個別交渉したことは、支配介入に当たるか。」
について

第3の2(1)から(3)及び10(1)のとおり、平成12年4月27日に吾妻自動車に退職金支払の債務が発生して以降、未払退職金の支払については、組合及び全自交福島地本を通じて取り決められてきた。このような経緯からすると、組合と吾妻自動車の間で、いわば未払退職金問題は、団体交渉事項として認識されていたといえる。そうした点からすると、第3の10(4)から(6)のとおり、Y₂が未払退職金に関し、組合を介さず個別に組合員へ電話をかけたこと及び「退職金精算書」を組合員に郵送したことは、組合を軽視し、ひいては組合員に動揺を与える行為であると認められる。

したがって、当該行為は支配介入行為であると認められ、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

5 争点5「平成19年3月22日の会談におけるY₂発言等は、支配介入に当たるか。」について

第3の11(3)及び(4)のとおり、平成19年3月22日、吾妻商事の事務所において、Y₂がX₁ら組合の幹部に対し、X₀を組合の執行委員長から降ろして、X₃が執行委員長となり、本事件の取下げをする旨提案したことは、組合の運営を弱体化させる行為であることは明白である。

また、第3の11(1)及び(2)のとおり、平成18年6月以降、Y₂は、吾妻自動車の相談役として組合との交渉に携わっている上に、本事件が係属中であつたという事情を考慮すれば、不当労働行為と疑われるような発言に注意を払うべきであるから、個人的な意見を開示したもので、支配介入には当たらないとする被申立人の主張は失当であり、当該行為は労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

6 争点6「吾妻自動車交通株式会社が、平成19年3月18日付け団体交渉申入れに応じていないことについて、正当な理由があるか。」について

第3の12(1)から(4)のとおり、組合と吾妻自動車は、組合員の平成19年3月31日付け解雇の撤回を巡り、同年3月5日及び同年3月16日に団体交渉を行い、いずれにおいても吾妻自動車は、解雇の撤回を拒否している。そのうえ、第3の12(5)及び(6)のとおり、組合の平成19年3月18日付け団体交渉申入れに対し、吾妻自動車は、同年3月19日に同社の解散及び解雇については労働委員会において説明する旨回答し、その後団体交渉は行われていない。

この点につき、被申立人は、団体交渉に応じていない事実を認めつつも、本件審査手続中において解雇理由について説明していると主張している。しかしながら、労使の自主的な交渉により紛争の解決を図ることが望ましいものであるから、不当労働行為事件の係争中であることが団体交渉を拒

否する正当な理由に当たらないことはいうまでもない。また、本件解雇理由につき、吾妻自動車は組合に対し誠実に団体交渉義務を尽くしたという疎明もないことから、被申立人の主張は認められず、吾妻自動車が上記団体交渉申入れに応じないことについて正当な理由はなく、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると判断する。

7 救済方法について

- (1) 以上のとおり、飯坂吾妻は、吾妻自動車が組合に対して負うべき責任を承継する。申立人所属の組合員らは、吾妻自動車の解雇以来その撤回を求め続けているが、飯坂吾妻が吾妻自動車の責任を承継するものであり、吾妻自動車には働く場所がない以上、それは飯坂吾妻における就労を求めていると解すべきである。よって、本件不当労働行為の救済として、飯坂吾妻に対しては、申立人所属組合員を吾妻自動車の解雇がなかったと同様、これを従業員として、その当時雇用した従業員と同様の労働条件で取り扱うこと、及びその間いわゆるバック・ペイにつき吾妻自動車との連帯による支払を命ずるのが相当である。また、吾妻自動車に対しては、バック・ペイにつき、飯坂吾妻との連帯による支払及び主文第3項掲記の文書手交を命ずるのが相当である。
- (2) 申立人が求めている、吾妻自動車が申立人所属の組合員に対し、未払退職金問題及びそれに関連する一切の件について労働組合の頭越しに個別交渉を持ちかけてならないことについては、第3の10(7)のとおり吾妻自動車が未払退職金を供託したことにより未払退職金の支払債務は消滅し、その後、第3の10(9)により不動産仮差押命令を取り下げていることから、この点に関する救済を命じないのが相当である。

また、平成19年3月18日付け団体交渉申入れに応じ、交渉に誠実に臨まなければならないことについては、この団体交渉申入れ事項が「解雇白紙

撤回」及び「労働者全員を平成19年3月31日にて解雇せざるを得ない理由を文書にて具体的に明らかにされたい」であり、主文第1項のとおりであるから救済を命じないのが相当である。

文書手交については、吾妻自動車に命ずることをもって足りることから飯坂吾妻に対しては命じないのが相当である。申立人は、謝罪文の掲示及び謝罪広告の掲載を求めているが、本件救済としては、主文第3項のとおり文書手交を命ずることをもって足りると考える。

- (3) なお、申立人所属の組合員らの一部が本件解雇以来中間収入を得ていることは、申立人の主張及び証拠から明らかであるが、再就職が困難であったこと、額が少額であること、本件解雇が申立人組合の組織や活動に及ぼした制約的効果が大きかったこと、被申立人両社からこの点について格別の主張がないこと等諸般の事情に照らしバック・ペイの額から中間収入の控除は相当でないものと判断する。

第6 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成20年5月27日

福島県労働委員会

会 長 相 良 勝 利



貸借対照表(平成16年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,906,695	流動負債	123,010,234
現金預金	1,217,419	支払手形	11,241,220
未収運賃	3,010,845	未払費用	50,916,353
未収金	812,755	未払金	905,780
短期貸付金		短期借入金	30,177,500
保険積立金	3,865,676	預り金	3,909,990
		仮受金	14,805,157
		未払消費税	10,377,800
		本支店	676,434
固定資産	29,634,743	固定負債	55,374,000
土地	2,143,919	長期借入金	55,374,000
建物	540,900		
什器備品	1,219,294	資本	12,132,000
車輛	20,158,000	資本金	12,000,000
構築物	2,008,390	法定積立金	110,000
営業権	3,564,240	別途積立金	22,000
借地権			
電話加入権			
投資	17,497,500	欠損金	△ 134,477,296
出資金	180,000	繰越欠損金	△ 147,401,008
有価証券	17,317,500	当期利益金	12,923,712
資産の部合計	56,038,938	負債及び資本の部合計	56,038,938

損益計算書(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	249,252,210	営業費	232,926,297
営業外収入	6,092,759	減価償却費	6,345,180
預金利子配当	9,877	建物	62,500
修理工場収入	4,047,870	什器備品	103,200
自販機売上	972,070	車輛	5,525,950
事故補償金		構築物	208,000
運送雑収入	776,995	営業権	445,530
その他の収入	51,117	営業外費用	2,675,490
助成金	150,000	支払利息	2,675,490
消費税繰入	84,830	特別損失	474,290
		車両取替損	299,500
		雑損失	174,790
		当期利益金	12,923,712
収益の部合計	255,344,969	損失の部合計	255,344,969

(注1)乙第1号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成17年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,296,164	流動負債	102,645,096
現金預金	1,383,958	支払手形	4,948,600
未収運賃	2,740,697	未払費用	30,726,067
未収金	1,870,259	未払金	838,860
短期貸付金		短期借入金	29,774,000
保険積立金		預り金	5,102,315
本支店	9,301,250	仮受金	20,892,154
		未払消費税	10,363,100
固定資産	22,304,819	固定負債	60,988,000
土地	2,143,919	長期借入金	60,988,000
建物	512,400		
什器備品	726,300	資本	12,132,000
車輛	13,945,100	資本金	12,000,000
構築物	1,858,390	法定積立金	110,000
営業権	3,118,710	別途積立金	22,000
借地権			
電話加入権			
投資	17,497,500	欠損金	△ 120,666,613
出資金	180,000	繰越欠損金	△ 134,477,296
有価証券	17,317,500	当期利益金	13,810,683
資産の部合計	55,098,483	負債及び資本の部合計	55,098,483

損益計算書(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	219,007,830	営業費	205,142,237
営業外収入	10,173,373	減価償却費	6,763,824
預金利子配当	85,602	建物	28,500
修理工場収入	5,693,509	什器備品	492,994
自販機売上	850,910	車輛	5,646,800
事故補償金		構築物	150,000
運送雑収入	948,440	営業権	445,530
その他の収入	1,028,936	営業外費用	2,898,359
助成金		支払利息	2,898,359
消費税繰入	1,565,976	特別損失	566,100
		車両取替損	566,100
		雑損失	
		当期利益金	13,810,683
収益の部合計	229,181,203	損失の部合計	229,181,203

(注2)乙第2号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成18年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,978,066	流動負債	128,702,120
現金預金	1,294,075	支払手形	1,151,900
未収運賃	936,107	未払費用	49,930,382
仮払金	30,000	未払金	813,860
短期貸付金		短期借入金	28,836,000
未収金	429,101	預り金	6,753,098
本支店	15,288,783	仮受金	33,008,880
		未払消費税	8,208,000
固定資産	16,621,799	固定負債	49,112,000
土地	2,143,919	長期借入金	49,112,000
建物	445,400		
什器備品	527,300	資本	12,132,000
車輛	9,234,000	資本金	12,000,000
構築物	1,598,000	法定積立金	110,000
営業権	2,673,180	別途積立金	22,000
借地権			
電話加入権			
投資	17,497,500	欠損金	△ 137,848,755
出資金	180,000	繰越欠損金	△ 120,666,613
有価証券	17,317,500	当期欠損金	△ 17,182,142
資産の部合計	52,097,365	負債及び資本の部合計	52,097,365

損益計算書(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	198,210,000	営業費	215,949,747
営業外収入	8,967,387	減価償却費	5,753,860
預金利子配当	13,812	建物	67,000
修理工場収入	6,179,526	什器備品	199,000
自販機売上	822,710	車輛	4,781,940
事故補償金		構築物	260,390
運送雑収入	631,260	営業権	445,530
その他の収入	18,919	営業外費用	2,581,922
助成金		支払利息	2,581,922
消費税繰入	1,301,160	特別損失	74,000
		車両取替損	74,000
		雑損失	
		当期損失金	△ 17,182,142
収益の部合計	207,177,387	損失の部合計	207,177,387

(注3)乙第3号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37,437,157	流動負債	166,779,091
現金預金	201,394	支払手形	
未収運賃	712,048	未払費用	44,688,889
仮払金		未払金	
短期貸付金	36,338,736	短期借入金	110,754,218
保険積立金		預り金	4,627,484
未収金	184,979	仮受金	
		未払消費税	6,708,500
固定資産	6,525,099	固定負債	46,976,000
土地	2,143,919	長期借入金	46,976,000
建物	309,000		
什器備品	164,000	資本	12,132,000
車輛		資本金	12,000,000
構築物	1,235,000	法定積立金	110,000
営業権	2,673,180	別途積立金	22,000
借地権			
電話加入権			
投資	17,497,500	欠損金	△ 164,427,335
出資金	17,497,500	繰越欠損金	△ 137,848,755
有価証券		当期欠損金	△ 26,578,580
資産の部合計	61,459,756	負債及び資本の部合計	

損益計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	174,314,310	営業費	209,106,521
営業外収入	18,060,667	減価償却費	2,925,600
預金利子配当	57,763	建物	136,400
修理工場収入	5,654,015	什器備品	142,200
自販機売上	771,320	車輛	2,284,000
事故補償金	5,567,879	構築物	363,000
運送雑収入	739,450	営業権	
その他の収入	175,347	営業外費用	2,372,770
助成金		支払利息	2,372,770
消費税繰入	354,720	特別損失	4,548,666
本部負担金	4,740,173	車両取替損	4,548,666
		雑損失	
		当期損金	△ 26,578,580
収益の部合計	192,374,977	損失の部合計	192,374,977

(注4)乙第33号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成17年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,615,209	流動負債	42,883,353
現金預金	513,269	支払手形	5,638,500
未収運賃	8,101,940	未払費用	4,850,804
仮払金		未払金	13,807,860
短期貸付金		短期借入金	3,655,000
保険積立金		預り金	2,653,339
		仮受金	
		未払消費税	2,976,600
		本支店	9,301,250
固定資産	25,782,920	固定負債	21,320,000
土地	20,000,000	長期借入金	21,320,000
建物	1,850,000		
什器備品	52,000	資本	10,000,000
車輛	3,262,300	資本金	10,000,000
構築物	208,000	法定積立金	
営業権		別途積立金	
借地権			
電話加入権	410,620		
投資	2,515,000	欠損金	△ 37,290,224
出資金	2,515,000	繰越欠損金	△ 33,237,547
有価証券		当期損金	△ 4,052,677
資産の部合計	36,913,129	負債及び資本の部合計	36,913,129

損益計算書(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	75,927,900	営業費	77,129,698
営業外収入	720,077	減価償却費	3,022,117
預金利子配当	48,236	建物	207,000
修理工場収入		什器備品	21,000
自販機売上	48,810	車輛	2,761,117
事故補償金		構築物	33,000
運送雑収入		営業権	
その他の収入	11,000	営業外費用	381,839
助成金		支払利息	381,839
消費税繰入	612,031	特別損失	167,000
		車両取替損	167,000
		雑損失	
		当期損金	△ 4,052,677
収益の部合計	76,647,977	損失の部合計	76,647,977

(注5)丙第1号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成18年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,758,205	流動負債	48,654,998
現金預金	1,004,702	支払手形	2,622,000
未収運賃	7,753,503	未払費用	8,600,126
仮払金		未払金	13,807,860
短期貸付金		短期借入金	2,942,000
保険積立金		預り金	2,344,929
		仮受金	
		未払消費税	3,049,300
		本支店	15,288,783
固定資産	23,927,320	固定負債	17,580,000
土地	20,000,000	長期借入金	17,580,000
建物	1,666,000		
什器備品	20,000	資本	10,000,000
車輛	1,650,700	資本金	10,000,000
構築物	180,000	法定積立金	
営業権		別途積立金	
借地権			
電話加入権	410,620		
投資	2,515,000	欠損金	△ 41,034,473
出資金	2,515,000	繰越欠損金	△ 37,290,224
有価証券		当期損失金	△ 3,744,249
資産の部合計	35,200,525	負債及び資本の部合計	35,200,525

損益計算書(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	75,081,950	営業費	76,855,954
営業外収入	279,995	減価償却費	1,827,100
預金利子配当	5	建物	
修理工場収入		什器備品	
自販機売上	46,850	車輛	
事故補償金		構築物	
運送雑収入		営業権	
その他の収入		営業外費用	
助成金		支払利息	344,640
消費税繰入	233,140	特別損失	
		車両取替損	78,500
		雑損失	
		当期損失金	△ 3,744,249
収益の部合計	75,361,945	損失の部合計	75,361,945

(注6)丙第2号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,482,102	流動負債	62,580,180
現金預金	32,416	支払手形	621,000
未収運賃	5,386,336	未払費用	7,058,484
仮払金	63,350	未払金	13,807,860
短期貸付金		短期借入金	38,431,236
保険積立金		預り金	
		仮受金	
		未払消費税	2,661,600
固定資産	27,307,220	固定負債	13,740,000
土地	20,000,000	長期借入金	13,740,000
建物	2,207,500		
什器備品	234,100	資本	10,000,000
車輛	4,300,000	資本金	10,000,000
構築物	155,000	法定積立金	
営業権		別途積立金	
借地権			
電話加入権	410,620		
投資	2,535,000	欠損金	△ 51,480,858
出資金	2,535,000	繰越欠損金	△ 41,034,473
有価証券	0	当期損金	△ 10,446,385
資産の部合計	35,324,322	負債及び資本の部合計	35,324,322

損益計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

収益の部		損失の部	
科目	金額	科目	金額
営業収入	67,719,850	営業費	76,264,644
営業外収入	48,995	減価償却費	878,000
預金利子配当	315	建物	218,500
修理工場収入		什器備品	7,000
自販機売上	48,680	車輛	627,500
事故補償金		構築物	25,000
運送雑収入		営業権	
その他の収入		営業外費用	272,256
助成金		支払利息	272,256
消費税繰入		特別損失	800,330
		車両取替損	153,200
		雑損失	647,130
		当期損金	△ 10,446,385
収益の部合計	67,768,845	損失の部合計	67,768,845

(注7)丙第3号証の貸借対照表及び損益計算書に基づく。

平成19年4月1日以降の吾妻自動車元従業員の飯坂吾妻における再雇用状況について

組合員		平成19年4月1日時点における飯坂吾妻への再就職希望の有無	組合からの脱退状況	飯坂吾妻における再雇用状況	職種
1	X ₀	○		×	運転手
2	X ₁	○		×	〃
3	X ₃	○		×	〃
4	a	○		×	〃
5	X ₂	○	平成19年6月脱退	×	〃
6	b	○		×	〃
7	c	○		×	〃
8	d	○		×	〃
9	e	○		×	〃
10	f	○		×	〃
11	g	○		×	〃
12	h	○		×	〃
13	i	○		×	〃
14	j	○		×	〃
15	k	○		×	〃
16	l	○		×	〃
17	m	○		×	〃
18	n	○		×	〃
19	o	○		×	〃
20	p	○		×	〃
21	X ₆	○		×	〃
22	q	○		×	〃
23	r	○		×	〃
24	s	○	平成19年5月脱退	5月再雇用	〃
25	t	○	平成19年3月31日脱退	4月再雇用	〃
26	u	×	平成19年3月20日脱退	5月再雇用	〃
27	v	×	平成19年3月20日脱退	8月再雇用	〃
28	w	×	平成19年3月中旬脱退	×	〃
計		25	6	4	

非組合員		平成19年4月1日時点における飯坂吾妻への再就職希望の有無	飯坂吾妻における再雇用状況	職種
1	x	平成19年3月中旬に自主退職		運転手
2	y	○	○	〃
3	z	○	○	〃
4	ア	平成19年3月中旬に自主退職		〃
5	イ	○	○	〃
6	ウ	平成19年3月中旬に自主退職		〃
7	エ	平成19年3月中旬に自主退職		〃
8	オ	○	○	〃
9	カ	○	○	〃
10	キ	○	○	〃
11	ク	○	○	〃
12	ケ	×	×	〃
13	コ	○	○	〃
14	サ	×	×	〃
15	シ	×	×	〃
16	ス	○	○	〃
17	セ	×	×	〃
18	ソ	○	○	〃
19	タ	○	○	〃
20	チ	○	○	配車係
21	ツ	○	○	〃
22	テ	○	○	〃
23	ト	×	○	〃
24	Y ₃	×	× ※	事務員
25	ナ	○	○	〃
26	ニ	×	×	〃
27	ヌ	×	×	工場職員
計		15	16	

※ただし、月に2回程度、経理の仕事を手伝っている。

吾妻自動車が所有していた自動車の譲渡先について

	吾妻自動車所有時登録番号	現在車両登録番号	初度登録年月	移転登録年月日	所有者(使用者)氏名	疎明書証
1		福島500あxxxx	平成9年5月	平成19年4月25日	ネ	乙28
2	福島55うxxxx	静岡500あxxxx	平成10年6月	平成19年6月25日	ノ	乙28
3		福島55うxxxx	平成10年7月	平成19年4月25日	ネ	乙28
4	福島55うxxxx	岡山500あxxxx	平成10年8月	平成19年8月6日	ハ	甲116、乙28
5	福島55うxxxx	岡山500あxxxx	平成10年9月	平成19年7月5日	ハ	甲116、乙28
6		福島55うxxxx	平成10年10月	平成19年4月25日	ネ	乙28
7	福島55うxxxx	福島501なxxxx	平成10年12月	平成19年4月12日	ネ	乙28
8	福島55うxxxx	福島501なxxxx	平成11年2月	平成19年4月12日	ネ	乙28
9	福島55うxxxx	福島501なxxxx	平成11年3月	平成19年4月16日	X ₂	乙28
10		福島500あxxxx	平成12年2月	平成19年3月30日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116
11	福島500あxxxx	福島501なxxxx	平成12年2月	平成19年4月12日	ネ	乙28
12		福島500あxxxx	平成12年3月	平成19年4月25日	ネ	乙28
13		福島500あxxxx	平成12年4月	平成19年4月25日	ネ	乙28
14		福島500あxxxx	平成12年5月	平成19年9月10日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116、乙28
15		福島500あxxxx	平成12年6月	平成19年5月2日	有限会社飯坂吾妻交通	乙28
16	福島500あxxxx	福島501なxxxx	平成13年1月	平成19年5月22日	乙	乙28
17		福島500あxxxx	平成13年3月	平成19年5月25日	又	乙28
18		福島500あxxxx	平成13年4月	平成19年5月25日	又	乙28
19		福島500あxxxx	平成13年8月	平成19年3月30日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116
20		福島500あxxxx	平成13年9月	平成19年5月2日	有限会社飯坂吾妻交通	乙28
21		福島500あxxxx	平成13年12月	平成19年3月30日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116
22	福島500あxxxx	いわき500あxxxx	平成14年1月	平成19年4月25日	ヒ	乙28
23		福島500あxxxx	平成14年2月	平成19年5月2日	有限会社飯坂吾妻交通	乙28
24	福島500あxxxx	福島500あxxxx	平成14年3月	平成19年7月5日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116、乙28
25		福島500あxxxx	平成14年4月	平成19年3月30日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116
26	福島500あxxxx	福島500あxxxx	平成14年4月	平成19年9月10日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116、乙28
27	福島500あxxxx	静岡500あxxxx	平成15年4月	平成19年6月25日	ノ	甲116
28		福島500あxxxx	平成15年8月	平成19年3月30日	有限会社飯坂吾妻交通	甲116
29		福島500あxxxx	平成18年9月	平成18年9月12日	フ	甲116

(注8) 網掛けのあるものは、飯坂吾妻に譲渡された自動車。